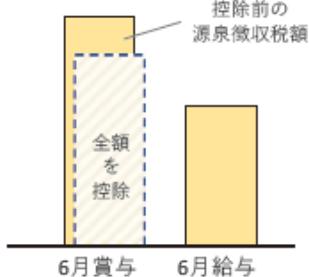


定額減税について

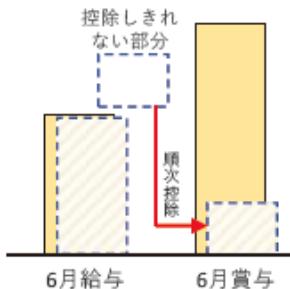
所得税

30,000円 (本人、配偶者を含む扶養親族1人につき)

〔控除しきれる場合〕



〔控除しきれない場合〕



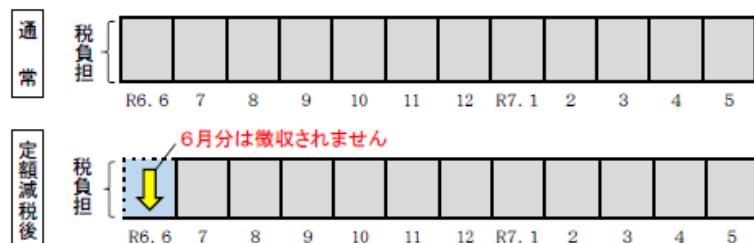
◆令和6年6月1日以降最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除。控除しきれない金額は、令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除。

月次減税額の計算が必要。(各人別控除事績簿などで管理)

定額減税額を給料明細に記載義務

住民税

10,000円 (本人、配偶者を含む扶養親族1人につき)



◆令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で均される。

詳細については、国税庁や総務省のホームページで等ご確認ください。

<事務所より>

税理士さんが確定申告時期にお忙しいように、社労士も労働保険の算定基礎や社会保険の年度更新があるこの時期が1年で忙しい時期とされています。みなさまのご協力をお願いいたします。

6月の年金相談日は「6、13、20、27日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com